

自己都合で退職したのだから 会社見解は必要ない！

車掌・運転士になりたくなくて退職している事が問題だ！

第3回2005年度協約改定交渉

本部は、8月31日「第3回協約改定交渉」をおこないました。今回の交渉から申し入れた各項目について、一つひとつ具体的に要求の解決にむけて議論していきます。今回は項目にある「人事異動で社員が退職している」「特殊勤務手当が会社算出より減少している」「準夜勤手当は該当した時間帯は支給すること」「一時金の問題」などについて議論しました。しかし、会社はこれまでの主張を繰り返すだけで私たちJR東海労の主張を受け入れようとはしませんでした。

主な議論は以下のとおりです。

社員運用の変更は問題だらけだ！

組合：運輸系統社員の運用変更を実施して5ヶ月経過したが、会社は何も問題がないと考えているのか。

会社：問題はないと考えている。

組合：全く問題はないと考えているのか。

会社：具体的に問題とは何か。

組合：車掌、運転士になりたくないで退職した女性社員もいる。この事態に対して会社はどのように考えているのか。

会社：回答のとおり退職は個別の事象で見解を示す事柄ではない。

組合：運輸系統社員の運用変更による退職だ。見解を示すべきだ。

会社：人事異動の一環での退職である。見解を示す考えはない。

組合：社員が退職するということは大きな問題だ。退職する理由を把握しているのか。

会社：上司は退職理由を当然把握している。

組合：それに対する見解を示すべきだ。勝手に退職したから関係ないということか。

会社：繰り返す。回答どおりである。

組合：個人の希望を無視する運輸系統社員の運用変更は大きな問題だ。撤回すべきだ。

減額となった手当を明らかにせよ

- 組合：特殊勤務手当で減額されている手当を明らかにせよ。
- 会社：手当は総体的に改正しており、特定の手当の増減を議論しても意味がない。
- 組合：意味があるから聞いている。
- 会社：そのような考えはない。総体的に見て判断すべきだ。
- 組合：乗務手当以外に減額されている手当はあるのか。
- 会社：個別に話しても意味がない。
- 組合：減額となった手当を示さないということか。
- 会社：数値を示す考えはない。
- 組合：数値を示さないのは全く不誠実だ。

減額された運転士の手当を見直せ

- 組合：特殊勤務手当の運転士総体の減額幅について、当初の算出より大きくかけはなれている認識はないという回答だが、少しはかけはなれている認識はあるのか。
- 会社：大きくかけはなれている認識はないということは、算出した通りの認識ということだ。
- 組合：私たちJR東海労が実施した調査によると、新幹線約1万5千円、在来線約1万円多く減額となっている。
- 会社：申第19号、24号、36号で回答した通り算出方法に問題はない。
- 組合：4月以降の超勤時間と夜勤時間も調査したが、超勤時間は会社が設定している約8時間という時間は発生していない。
- 会社：算出に問題はない。

休日出勤した場合でも特殊勤務手当を支給せよ

- 組合：会社は「新設した特殊勤務手当は、労働基準法施行規則19条2項に該当し、休日出勤した場合は特殊勤務手当は支給せず、特殊勤務手当の割増の支給対象としている」と回答している。労基法は割増賃金の計算方法を明記しているのであり、特殊勤務手当を支給することについては会社の判断でできる。
- 会社：所定時間外や休日等に従事した場合は、特殊勤務手当の割増を支給しているので問題はない。
- 組合：社員は一方的に休日出勤をさせられているのだから、社員の努力に報いるためにも特殊勤務手当を支給すべきだ。
- 会社：そのような考えはない。

準夜勤時間帯に該当した場合手当を支給せよ

- 組合：準夜勤手当は、交代制勤務手当の時間帯部分に着目して設けたものと回答している。そこに着目したのなら準夜勤時間帯が重複した場合、該当した時間帯に対して支給すべきである。
- 会社：夜勤手当の割り増しも含めて支給しているので支給する考えはない。

組合：乗務員だけではなく事業管理所等で泊り勤務のアケの部分に対しても支給されていない。

会社：1勤務ごとに支給する考えに変わりはない。

組合：該当した時間帯に対して支給すべきである。

台検試運転・走行管理の廃止された旅費部分を考慮しろ

組合：台検試運転、走行管理などの社員に対しては旅費が支給されていた。したがって、工務作業手当と同様に700円の手当を支給すべきである。

会社：車両系統については大幅に支給水準が向上しているから支給する考えはない。

組合：車両系統総体としては増額しているが、その中で旅費が廃止されたパートがある。そこに着目して手当を考慮すべきだ。

会社：そのような考えはない。

運転士職を有する全ての社員に一時金を支給せよ

組合：一時金に対する所得税などがあまりにも多く徴収され、実質的には7割ぐらいの支給額となっている。実質的に15年分を支給するように見直すべきだ。

会社：税や社会保険料は法令等に基づいて納付すべきものである。

組合：運転士職を有しながらもフォロー試験を受けている運転士に対しては、乗務していないことをもって一時金を支給しないが、一時金を受け取って退職したり転勤している人たちにも一時金を支給し返せとはなっていない。したがって、運転士職を有していれば一時金を支給すべきだ。

会社：運転士に復帰した時点で支給するのでそのような考えはない。

乗務員の手当は乗務距離・時間を考慮すること

組合：現在の小交番制では組により乗務キロや乗務時間において大きな差がある。大交番制にすべきである。

会社：この場で議論する内容ではない。地方において議論している。

組合：東京～新大阪間乗務した社員と東京～東一両間乗務した社員と同じ手当であることは納得できない。

会社：乗務手当に割増が反映するから、働き度については反映している。

組合：便乗が担当となることが多く発生しているが、担当しても手当は同じである。実際に乗務した距離や時間を反映すべきである。

会社：そのような考えはない。

以上

本部は、「運輸系統社員の運用変更等における問題」について会社と議論しましたが、誠意のない回答に終始しました。今後も、しっかりとJR東海労の要求を主張し、要求実現に向け交渉を進めていきます。